

1. 件 名：玄海原子力発電所の既許可（使用済燃料乾式貯蔵施設に係る設置変更許可）への型式証明を受けた兼用キャスクの追加に伴う設置変更許可手続きに関する面談
2. 日 時：令和5年3月16日 16時10分～16時50分
3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者：（※・・・一部TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官  
九州電力株式会社：  
原子燃料サイクルグループ長 他5名<sup>一部※</sup>

## 5. 要 旨

- (1) 原子力規制庁から、令和4年11月24日及び令和5年2月9日に実施した面談において、九州電力株式会社が設置変更許可申請を不要と判断する考え方に対して、以下のとおり回答を行った。

### ①使用済燃料貯蔵乾式貯蔵容器について

九州電力：既許可の申請書の本文の記載は「兼用キャスクである使用済乾式貯蔵容器」としており、特定兼用キャスクは兼用キャスクに含まれるため、特定兼用キャスクの追加にあたり、本文事項の記載に変更がない。

規制庁：発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドでは、型式証明を使用して申請する場合には、「特定機器型式証明通知書」を添付することができるとしている。その際、設置（変更）許可申請書本文に「型式証明を受けた特定機器を使用した状態におけるもの」を記載し、添付書類には「型式証明を受けた特定機器を使用した状態における発電用原子炉施設に係る記載をするもの」としており、特定兼用キャスクの追加にあたり、許可申請書本文の記載内容に変更が生じるものとする。

### ②兼用キャスクの耐震設計について

九州電力：特定兼用キャスクの追加にあたり、特定兼用キャスクは告示地震力の基準を満たすことが前提であり、基準地震動による地震力でも機能維持が保持できることは自明であることから、耐震設計に係る本文事項の記載に変更の必要はない。

規制庁：既許可の申請書本文の兼用キャスクの耐震設計の記載（基準地震動による地震力に対する耐震設計）と特定兼用キャスク

に係る耐震設計の基本方針（告示地震力に対する耐震設計）  
が一致しておらず、特定兼用キャスクの使用するにあたって  
は申請書本文の変更が必要である。

（２）九州電力株式会社から、了解した旨回答があった。

なお、本面談については、九州電力株式会社から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和３年１０月６日 第３６回原子力規制委員会 配付資料１）を踏まえ、対面で実施した。

## ６．その他

提出資料：なし

以上